

# 学術大会参加費の減額に関する申し合わせ

- 減額対象者は以下の条件を満たす者とする。
  - 本学会会員で、かつ大学院生（社会人大学院生を除く）および常勤の無給医局員であることが証明された者。
  - 本学会会員の開設医院あるいは勤務病院・医院に所属する歯科医師を除くコ・デンタルスタッフ（歯科衛生士、歯科技工士、歯科助手、その他）であることが証明された者。
- 減額は参加費の50%とする。
- 減額対象者の資格証明方法について
  - 大学院生（社会人大学院生を除く）および常勤の無給医局員は、所属大学主任教授発行の証明書を用意する。
  - コ・デンタルスタッフ（歯科医師を除く）は、東北矯正歯科学会会員発行の証明書を用意する。
  - 所定の様式に従って作成された証明書のみ有効とする。
- 減額対象者の登録方法について
  - 事前登録あるいは当日登録のいずれかにおいて行う。
  - 事前登録を行う者は、証明書を郵送、ファックスまたはEメールに添付して事前に学会事務局へ提出し、合わせて事前参加費を納める。
  - 当日登録を行う者は、当日登録の受付において証明書を提出し、当日参加費を納める。
- 資格証明に不正があることが判明した場合は、証明書発行者を含め、しかるべき処置を講じることとする。
- 減額措置は第18回学術大会（2002年）から実施する。
- 減額措置については、学術大会案内、学術大会プログラム、会報などを通じて周知することとする。

-----キ---リ---ト---リ---線-----

## 証 明 書

（東北矯正歯科学会学術大会・参加費減額用）

氏 名：

身 分： 上記の者は、本施設の

- 大学院生
  - 常勤の無給医局員
  - コ・デンタルスタッフ
- であることを証明する。

2024 年 月 日

証明者（東北矯正歯科学会会員に限る）署名：

所 属：